

質問 伊藤（英）議員（県民 可児市）令和8年3月11日（水）

1 県政運営と行財政改革について

（2）行政管理・人事労務部門を移管し知事公室に再編する狙いについて

答弁 知事

現在岐阜県は、少子高齢化が進む中、若者の流出に歯止めが掛からず、県内唯一の百貨店であった高島屋もなくなり、県の財政は危機的な状況にあります。そうした状況にあっても、県民の生活を守り、人やモノが集まる岐阜県の実現に向けて様々な取組を着実に進めていかなければなりません。「現状維持」は「衰退」です。

これまで1年間知事として県政を担当する中で、現在県がどのような状況にあり、今後何に取り組まなければならないのか、新しい政策で何を実現しようとしているのかを、県民の皆様のみならず現場の職員に伝えることがいかに難しいかを痛感してきました。実際のところ、岐阜県の財政がこれほど傷んでいることを正しく認識している県職員は決して多くないというのが実情です。

そうした中、今般明るみに出た観光連盟の元職員による異常ともいえる県政への関与や、それに伴う不適正な会計処理や予算執行など、県の内部統制がほとんど機能しなかった点が監査によって指摘されたところでございます。本事案につきましては、現在警察による捜査が進んでおり、今後県においても不適切な会計処理などの全容やその原因、背景などを調査してまいります。いずれにせよ、現在の組織体制や内部通報システムでは、こうした問題をまったく防ぐことができなかったことは明白です。

個々の事案の詳細につきましては、今後明らかになっていくと思われませんが、これらに共通する課題として、そして本政権で直ちに取り組むべきテーマとしては、情報の正確な伝達と、健全なコミュニケーションを図れる環境を作ることです。物事を正しく認識し、臆することなく意見を述べ、健全な判断ができる環境がなければ、どのような仕組みを作っても問題の解決にはなりません。

そのため、このたび、二つの視点から組織的な見直しを行う中で、知事公室の設置を提案させていただいたところでございます。

第1の観点は、迅速かつ正確な情報を発信することです。これまでも幅広く県民の皆様に「県政の取組や考え方」をお伝えするため、定例記者会見の回数を倍増したほか、従来のメディアでは情報が届きにくいと言われる若者に向けて「Instagram岐阜県広報」を立ち上げるなど、様々な方法で情報発信に努めてまいりました。

来年度からは、こうした取組を組織として、より迅速かつ効率的に実施するため、日々行われる政策判断を最も間近で把握することができる秘書課と、対外発信を担う広報課を統合して「秘書広報課」を新設し、県政情報の発信の質とスピードの向上を

図ってまいります。

第2の観点、県で行われる政策決定の過程に、できるだけ多くの職員の意見を反映させるようにすることです。これまで既に行ってきた取組としましては、従来、専ら部長クラスの職員で行ってきた知事室での議論に、今ではランクを問わず誰でも参加できるようにしているところでございます。

しかしながら、それでも実際の議論に参加し発言する職員は少数であり、特に、自分の意見を上司がいる前で発言することのハードルが高いのが実情であります。

そのため、県民の皆様からの声や、職員からの提案・意見をとりまとめ、「庁内」に共有・展開する「行政管理課」を知事公室に移管し、若手職員をはじめ、多くの職員と対話できる機会の創出に努め、より優れた施策の企画立案につなげてまいります。

加えて、全ての職員が安心して働き、上司部下の隔てなく意見を言えるなど、十分に能力を発揮できる職場環境も大切であります。そのため、職員の人事配置だけでなく、時差出勤、育児休業制度などの勤務条件を担う人事課、及び、職員の健康管理を担う職員厚生課を移管し、職員それぞれが、健全な判断のもとで意見や提案を出せる職場環境づくりに努めてまいります。

以上申し上げたように、「秘書広報課」、「行政管理課」、「人事課」、「職員厚生課」という四つの課によって知事公室を構成し、情報の迅速かつ正確な発信を行い、県民の皆様や職員の意見が届きやすい環境を整えるとともに、現在県が進めております「働いてもらい方改革」を県庁が率先して取り組み、職員が働きやすい環境を整えることで、健全な県政の実現を目指すものであります。

もちろん、こうした取組だけで現在の課題が解決するわけではありません。まずは私自身が率先して職員が意見を言いやすい雰囲気づくりに努める必要があると認識しております。また、仮に私に意見を言いにくい場合でも、副知事をはじめ様々な情報ルートを確保し、知事公室自体が風通しを良くして、決して密室化することがないよう、公平性・透明性の確保等についても十分に配慮する必要があると考えております。

特に、人事が固定化することで、暗黙の了解や、見えないルール、行き過ぎた忖度が生じやすくなります。このため、業務の継続性や機微情報の管理など一定の配慮の必要な業務を除き、できる限り多くの職員に、知事公室と現場の両方を経験するよう配慮したいと考えております。

まずはこうした取組を通じて、より多くの職員が、政策の目的や背景を理解した上で、第一線で活躍できる環境を整備するとともに、現場の声を政策決定に的確に反映させるという好循環を生み出し、政策の質の向上と、人材の育成やモチベーション向上を図ってまいります。

今後組織の健全性を継続的に維持するために、不断の見直しを行いながら、風通しの良い組織の在り方を模索してまいりたいと考えております。

再質問 答弁 知事

まずは今回の組織改正の最初の目的は、情報の発信とキャッチということなんですけれども、もう1つは、今ご指摘いただきましたように、人事部門が知事のそばにあると委縮するかどうかというのは、実は多分組織とは関係ないと思います。

明日の答弁でお答えすると思いますけれども、今の状態で完全に委縮して何も伝わらなかったということは組織の問題ではないと思っております。

その一方で、先ほどご答弁させていただきましたけれども、むしろ職員の意見が届かないこと、そちらの方がむしろ問題だと思っておりまして、おそらく情報として何を職員が考えているかということ、これは頻繁にやはり接触することしかないだろうと思っております。

特に、これまではどちらかということ知事室に入れる人は限定されていたので、推測に次ぐ推測だと、そうしたことがおそらく状況の固定化につながったのではないかと考えております。

そして、先ほど答弁で申し上げましたけれども、やはり働いてもらい方改革を県としても推進するという中で、今県の中で何が起きていて、職員がどう困っているかということ迅速に対応するという意味において、必ずしもそれが知事公室でなければならぬということではありませんけれども、現状の問題点を考えると、まずは一旦は組織として対応した上で、不断の見直しが必要になると思いますので、特に先ほど申し上げましたけれども、組織の形というよりは、むしろ風通しの良さをどう伝えていくのか、その意味では、できる限り、一旦私が何を考えているのかということも分かってもらい、そして意見が言いやすい環境の中で、そうした取組をしてみるということだと思います。その上で、問題があればまた改めて見直していくということも考えたいと思います。

担当課 人事課

電話番号 058-272-1135

メール c11102@pref.gifu.lg.jp

1 県政運営と行財政改革について

(3) 事業見直しにおける関係機関との合意形成プロセスについて

答弁 知事

現在の危機的な財政状況を回避し、健全な県政運営を実現するためには、これまで当たり前のように行ってきた事業の見直しが必要となりますが、こうした取組を行うに当たっては、市町村や関係機関の皆様と情報を適切に共有し、連携・調整を図っていくことは極めて重要であり、可能な限り丁寧な対応を図る必要があると認識しております。

ご指摘いただきました第2子以降出産祝金及び高等学校就学準備等支援金につきましては、国が実施する出産育児一時金が子ども一人当たり8万円増額されたことや、児童手当の対象が拡大され、新たに高校生一人当たり3年間で36万円支給されることなど、国による子育て支援制度が大幅に拡充されたため、県による支援の効果が相対的に低下したことを踏まえ、経済的負担が大きい方々に対象を絞り、より重点化した支援制度に改めるとの制度見直しを踏まえた予算案を本議会に提出させていただいたところでございます。

実は、今回の制度見直しは、本来国の制度が大幅に拡充された令和7年度に実施することを想定しておりました。しかしながら、その際、まさに議員がご指摘いただいたようにこれらの支援金は市町村との連携事業であり、突然の制度見直しは現場の混乱を招くという議論を踏まえて、見直しを1年間先送ったという経緯がございます。

このため、これらの2事業は、遅くとも市町村の予算編成に間に合う時期までにお知らせすることを前提に、国の事業内容の確認や新たな支援策の詳細設計を行った結果、11月上旬の市町村向けの連絡会議で説明を行い、12月には文書による連絡をするといった対応になったものでございます。残念ながらこれに先んじて連絡をされたところに対しては大変ご迷惑をおかけしたというふうに思っております。

また、施設の見直しに関しましては、全庁的な施設総点検を実施する中、今年度末で指定管理期間が終了する施設を対象に具体的な見直しの検討を進めてまいりました。

特に、飛騨・世界生活文化センターにつきましては、他の県有施設に比べてその維持管理費が非常に大きく、そのため飛騨地域の賑わい創出や地域課題の解決に資する有効な活用策を検討するという見直し方針の下、昨年8月以降、地元3市1村や関係者に対し、説明を行ってまいりました。その際、本来ならば本年3月末に指定管理期間が終了する予定でしたが、利用者の利便性を考えて既に予約が入っている全ての事業が実施できるよう、はじめから本年9月末まで運営を継続することで提案させていただいたところでございます。

しかしながら、その後施設を継続的に利用されていた方々からのご意見や地元高山

市からの要請、県議会での議論等を踏まえ、今般更に指定管理期間を半年間延長して来年度末までとする議案を本定例会に提出させていただいたところでございます。

また、これに併せて、本年1月に3市1村との検討会を設け、令和9年度以降の施設運営の在り方について、改めて協議を進めており、協議の経過も県ホームページで逐次公開しているところでございます。

支援制度や県有施設の運営などの見直しに当たりましては、利用者への影響を極力抑えるため、まずはできるだけ早い段階でお知らせすることが重要であることはご指摘のとおりだと思います。ただし、あまりにも拙速な情報提供はかえって現場の混乱をもたらすことから、一定の見通しとともに、代替措置の提案などにより、慎重かつ丁寧な対応が必要であると認識しております。

今後財政健全化に向けて、更なる制度の見直しが必要となる状況に鑑みれば、より体系的で納得感のある説明と適切な情報の発信が必要であると改めて強く認識しております。

その上で、特に、県民生活への影響が大きい事業や施設の見直しを行う際には、可能な限り時間的な余裕をもって方針をお示しするとともに、関係者の方々に対する積極的な情報提供や丁寧な説明に努めるなど、混乱や負担が生じないように進めてまいります。

担 当 課 財政課

電話番号 058-272-1130

メー ル c11105@pref.gifu.lg.jp